

事業採択後の事業をめぐる社会経済情勢の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)水道事業の水需要動向等 (略)</li> <li>(2)水源の水質の変化等 (略)</li> <li>(3)当該事業に係る水道事業者等の要望 (略)</li> <li>(4)関連事業との整合 (略)</li> <li>(5)技術開発の動向 (略)</li> <li>(6)その他関連事項 (略)</li> </ul>
採択後の事業進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)用地取得の見通し (略)</li> <li>(2)関連法手続きの見通し (略)</li> <li>(3)工事工程 (略)</li> <li>(4)事業実施上の課題 (略)</li> <li>(5)その他関連事項 (略)</li> </ul>
コスト削減及び代替案の可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)コスト削減方策 (略)</li> <li>(2)代替案の検証 (略)</li> </ul>
事業の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>(略)</li> </ul>

<p>事業の投資効果分析(事業全体の投資効率性)</p>	<p>■費用便益比の算定(評価の基準年度:平成18年度)</p> <p>①費用便益比の算定について 「水道事業の費用対効果分析マニュアル」(厚生労働省健康局水道課)に基づき、換算係数法により「総費用」、「総便益」を算定。</p> <p>②便益の算定 本拡張事業を実施しない場合、給水水質の改善のために、需要者が支出する水質改善費用を計上した(回避支出法) 総便益=61,474,668千円</p> <p>③費用の算定 費用については、建設費(オゾン設備、活性炭設備)に維持管理費を加えた合計金額。 総費用=9,932,680千円</p> <p>④費用便益比の算定 「総便益」を「総費用」で除して費用便益費を算定。 費用便益比 = 6.18 &gt; 1.00 費用便益比が 1.0 以上となることから、事業全体の投資効率性は妥当であると判断できる。</p>
<p>事業の投資効果分析(残事業の投資効率性)</p>	<p>■費用便益比の算定(評価の基準年度:平成18年度)</p> <p>①費用便益比の算定について 「水道事業の費用対効果分析マニュアル」(厚生労働省健康局水道課)に基づき、換算係数法により「総費用」、「総便益」を算定。</p> <p>②便益の算定 施設が未稼働であることから、現時点で便益は発生していない。事業を現時点で中止した場合には将来の便益の発生はない。したがって、残事業の便益は、事業全体の投資効率性と同額である。 総便益=61,474,668千円</p> <p>③費用の算定 現在、活性炭処理施設が 50%程度完成し、残事業費は 1,249,000 千円である。オゾン設備については、まだ工事に着手していないため残事業費は 588,000 千円である。一方、現時点で事業を中止した場合、建設した施設を放置はできないので撤去等に 250,000 千円の原状回復費用が発生する。 これに、維持管理費を加え、換算係数で総費用に換算。 総費用=8,283,780千円</p> <p>④費用便益比の算定 「総便益」を「総費用」で除して費用便益費を算定。 費用便益比 = 7.42 &gt; 1.00 費用便益比が 1.0 以上となることから、残事業の投資効率性は妥当であると判断できる。</p>
<p>総合評価(対応方針)</p>	
<p>(略)</p>	

## 第Ⅲ編 年次算定法

### 1. 年次算定法の概要

年次算定法は、総費用及び総便益を、年度別の費用及び便益から算定する手法である。

将来の費用及び便益は、社会的割引率により現在価値化する。現在価値化した総費用及び総便益の比率が、費用便益比となる。

$$\text{総費用} = \sum_i (\text{年度別費用} / (1+r)^i)$$

$$\text{総便益} = \sum_i (\text{年度別便益} / (1+r)^i)$$

$$\text{費用便益比 (B/C)} = \text{総便益} / \text{総費用}$$

年次算定法は、水道水源開発施設整備事業と水道広域化施設整備事業であつて、建設期間が10年以上のものに適用する。

#### (年次算定法の対象事業)

水道水源開発等施設整備費の国庫補助金を受けて実施する事業のうち、以下の事業であつて、建設期間が10年以上のものを対象とする。

- ① 水道水源開発施設整備費による事業(水道の水源の開発の用に供するダム、堰、水路及び海水淡水化施設)
- ② 水道広域化施設整備費のうち、特定広域化施設整備費、一般広域化施設整備費による事業(広域化促進地域上水道施設整備は対象としない)

#### (換算係数法に反映が困難な事象)

換算係数法(第Ⅱ編)では、0年度に建設費用を一括計上し、1年度目から便益が発生するものとして、換算係数により現在価値化している。この方法は簡便ではあるが、再評価に際して、以下のような場合にその影響が評価結果に反映が困難である。

- ① 水道水源開発等において、建設期間が長期化した場合の影響が反映されない。また、需要水量等の下方修正に伴い、完成後から便益発生までに、間隔が生じる場合の影響が反映されない。
- ② 広域化事業などで、受水団体ごとに便益の発生時期が異なる場合がある。このような状況を考慮できない。

このため、建設が長期間にわたるもの、便益の発生時期にタイムラグが生ずるものは、年度別の費用及び便益を割引率で現在価値化することとする(図Ⅲ-1.1)。